

入湯税特別徴収の手引

平成31年4月

那 智 勝 浦 町

入湯税の申告についてのお問い合わせ先及び申告書の提出先

〒649-5392

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

那智勝浦町役場 税務課 課税係

電話0735-52-1094

目 次

1	はじめに	1 ページ
2	入湯税の概要	2 ページ
3	納税義務者	3 ページ
4	課税免除	3 ページ
5	税率	4 ページ
6	徴収の方法	4 ページ
7	特別徴収義務者	5 ページ
8	特別徴収の手続	5 ページ
9	延滞金・加算金	6 ページ
10	経営（異動）申告書の提出	7 ページ
11	帳簿（徴収原簿）の記載	7 ページ
12	実地調査	7 ページ
13	Q&A	8 ページ
14	条例の規定等参考資料	10 ページ

1 はじめに

入湯税は鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担していただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び那智勝浦町税条例の規定により鉱泉浴場経営者の皆様に、入湯客から徴収していただき、毎月、那智勝浦町に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場経営者の皆様におかれましては、この手引をご覧ください、入湯税の徴収方法や申告納入の手続についてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

2 入湯税の概要

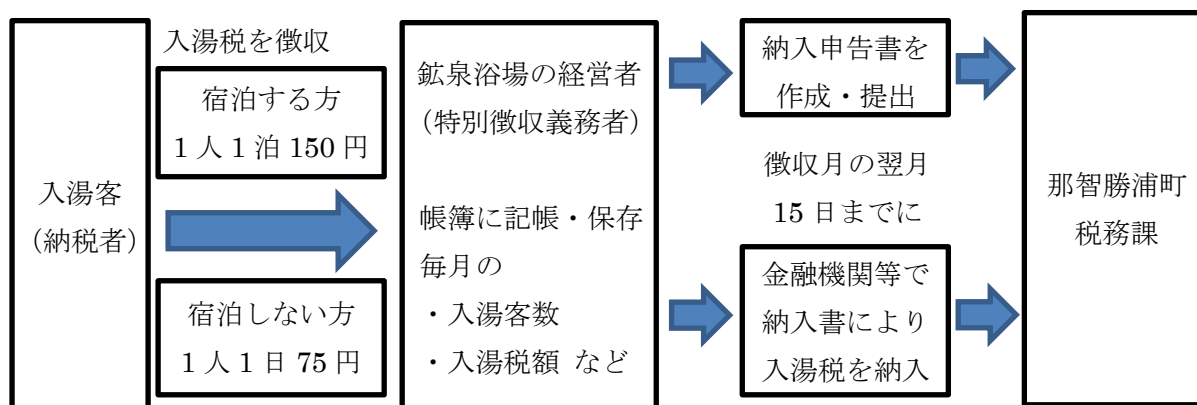
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によることとされています。

(1) 那智勝浦町の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税免除される方	① 年齢 12 歳未満の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する方 ③ 宿泊しない入湯において、その入湯に必要な料金が 1,000 円未満の施設に入湯する方 ④ 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）において実施する学校教育上の見地から行われる行事に参加する方 ⑤ その他町長が特に認める方
税率	① 宿泊する方 1 人 1 泊につき 150 円 ② 宿泊しない方 1 人 1 日につき 75 円
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に徴収していただく方法）による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
特別徴収の手続	特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を那智勝浦町に納入してください。
特別徴収義務者の申告	① 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を町長に提出してください。 ② 提出した経営申告書の内容に変更があったときは、直ちにその旨を記載した経営申告書を提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数など必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から 2 年間保存してください。

(2) 入湯税納入の流れ



3 納税義務者

納税義務者は、町内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

※温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、入湯税の課税対象となります。

4 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢 12 歳未満の方

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。

(3) 宿泊しない入湯において、その入湯に必要な料金が 1,000 円未満の施設に入湯する方

・「入湯に必要な料金」とは、名称にかかわらず、当該鉱泉浴場に入湯するために支払う料金(消費税額及び地方消費税額を含む。)に、入湯税(入湯税を要する場合)を合算したものをいいます。

・料金に入湯料以外の料金が含まれる場合(いわゆるセット料金等が設定されている場合)は、その総額で判断します。

・料金に入湯料以外の料金が含まれる場合であっても、入湯のみの料金が区分・明示されている場合(セット料金等ではない場合)は、その入湯のみの料金(消費税額及び地方消費税額を含む。)に、入湯税(入湯税を要する場合)を合算したものを「入湯に必要な料金」と判断します。

・湯めぐり手形については、1施設当たりの料金で判断しますので、課税免除となります。

【宿泊しない入湯客に係る課税・課税免除の判断基準】 ※A・Bが揃えば課税

A. 入湯があるかどうか？

B. 料金（消費税等を含み、必要場合は入湯税を合算。）が 1,000 円以上か？

例① 入湯のみ 500円 ⇒ A. ありなし B. 未満 ⇒ 課税免除

例② 入湯のみ 1,000円 ⇒ A. ありなし B. 以上未満 ⇒ 課税

例③ 入湯+軽食セット 900円 ⇒ A. ありなし B. 未満 ⇒ 課税免除

例④ 入湯+食事セット 3,000円 ⇒ A. ありなし B. 以上未満 ⇒ 課税

※入湯料または食事料が割引となるプランを含みます。

※入湯のみの料金が区分・明示されている場合は、〔例①・②〕で判断します。

例⑤ 宴会（入湯付） 6,000円 ⇒ A. ありなし B. 以上未満 ⇒ 課税

※入湯料をサービスとする場合を含みます。

例⑥ 宴会のみ（入湯なし） 6,000円 ⇒ A. なし ⇒ (非課税)

※自由に入湯ができ、入湯した場合は〔例⑤〕、入湯料が割引される場合は〔例④〕に該当します。

※宴会（食事）料とは別に通常料金で入湯される場合は、〔例①・②〕で判断します。

(4) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）において実施する学校教育上の見地から行われる行事に参加する方

・ 学校長からの免除の申請（14 ページの様式第1号）があったものについて、課税が免除されます。

・ 学校教育法第1条で規定する学校のうち大学以外を対象とします。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。したがって、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は免除の対象になりません。

・ 小学生以下の方は、上記（1）の規定が優先されます。

・ 学校教育上の見地から行われる行事とは、教師の引率のもと実施される学校教育の一環として行われた教育活動で、学校が編成した教育課程に基づく授業（集団宿泊活動・修学旅行など、校外での授業）及び学校の教育計画に基づく課外指導（部活動の大会等への参加、合宿等）をいいます。

・ 学校教育上の見地から行われる行事に参加する方とは、児童、生徒、学生及び引率教員などの引率者をいいます。

(5) その他町長が特に認める方

①災害により被災された方で、町内の被災状況等により町長が課税免除の必要があると判断した場合は、課税が免除されます。

・ 対象者及びその確認方法等については、町内の被災状況等により判断し、決定することとなります。

②学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）に在籍する児童、生徒、学生及びその引率者が、県内の団体が主催する大会等の行事に参加する場合で、当該行事に参加する団体の代表者からの入湯税課税免除申請（15 ページの様式第2号）により、課税免除が適当であると認められた方。

・ 入湯税課税免除申請書（様式第2号）は、施設利用の一週間前までの提出が必要となります。

・ 学校教育上の見地から行われる行事に参加される方は、上記（4）の規定が優先されます。

5 税率

宿泊する方 1人1泊につき150円

宿泊しない方 1人1日につき 75円

・ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊する方は1泊につき、宿泊しない方は1日につき1回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

6 徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

特別徴収とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、那智勝浦町に納入していただく方法です。

7 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営されている方です。

8 特別徴収の手続

(1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書による納入

納入金については、毎月 15 日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次に記載する金融機関等を通じて納入書により納入してください。

【町税の納付・納入機関】

①那智勝浦町役場、各出張所

②指定金融機関、収納代理金融機関

紀陽銀行、第三銀行、百五銀行、新宮信用金庫、

なぎさ信用漁業協同組合連合会(和歌山県内に限る)、みくまの農業協同組合、近畿労働金庫、

ゆうちょ銀行・郵便局（近畿 2 府 4 県）

9 延滞金・加算金

(1) 延滞金（平成31年中）

納期限内に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

- ① 納期限の翌日から1月を経過する日まで・・・年2.6%

※各年の特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

- ② ①の翌日以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・年8.9%

※特例基準割合に7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※特例基準割合：銀行の短期貸出約定平均金利を基にして財務大臣が告示する割合+1%

(2) 加算金

過小な申告があった場合には過小申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (地方税法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算(地方税法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (地方税法第701条の12第5項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (地方税法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (地方税法第701条の13第2項)	不足税額×40%

10 特別徴収義務者の経営申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項の内容に変更があった場合は、必要な事項を記入した「入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書」を提出してください。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに、住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、鉱泉浴場施設の所在地及び経営開始年月日等を申告してください。

(2) 申告した内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容等、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちにその旨の申告をお願いします。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、経営申告書については、鉱泉浴場を経営する全ての方に必ず提出していただく必要があります。

11 帳簿の記載

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は①毎日の入湯客数、②課税免除となる入湯客数、③課税対象となる入湯客数、④入湯税額などを帳簿に記載し、2年間保存してください。

なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

12 実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査を行わせていただくことがありますので、ご協力をお願い致します。

13 Q&A

※文中の「入湯に必要な料金」とは、鉱泉浴場で入湯するために支払う料金（消費税額及び地方消費税額を含む。）に、入湯税（入湯税を要する場合）を合算したものをいいます。

Q1 宿泊客の1人から、病気や怪我などにより温泉に入湯していないとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものですので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があります。

入湯しているかどうかの判断については、一般社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられることから、実務的には、申出等、入湯していないことが確認できない限り、入湯したものと推定して入湯税を徴収することとしてください。

Q2 宿泊しない入湯において、無料券、割引券又は回数券を使用した場合、入湯に必要な料金1,000円未満の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。また、「湯めぐり手形」についてはどう取り扱えばよいですか。

A2 無料券での入湯は、入湯に必要な料金が0円ですので入湯税は免除されます。また、割引券を使用した場合は、割引後の入湯に必要な料金として入湯客が実際に支払わなければならない額が1,000円未満であれば、入湯税は免除されます。

回数券については、1枚あたりの料金で判断します。回数券1枚あたりの利用料金が1,000円未満であれば、入湯税は免除されます。「湯めぐり手形」は、回数券と同様の考え方により、課税免除となります。

Q3 日帰りの入湯において、500円の料金で入湯後に600円の食事をした場合は、課税対象となりますか。

A3 入湯に必要な料金と食事料金の関係がない場合（セット料金等の設定が無い場合）は、入湯に必要な料金が1,000円未満であれば課税免除となります。

Q4 通常の入湯に必要な料金は1,000円未満ですが、これに食事をセットした「食事プラン」を3,000円で提供しています。この場合には入湯税は課税されますか。

また、料金は食事代のみとして、「入浴料サービス」「入浴料割引券」等のプランを設定した場合はどうでしょうか。

A4 入湯と食事がセットになっている場合、その総額が1,000円以上であれば課税対象となります。また、食事料の支払いによって自由に入湯ができ、入湯した場合や、入湯に必要な料金が割引になったりする場合は、表記の有無に関わらず一つのプランとして同様の取り扱いになります。

Q5 法事や忘年会で利用してもらう場合には、料理のみを提供することが多いのですが、入湯税の課税対象となるのでしょうか。また、希望される方には別料金で入湯に必要な料金を頂いていますが、この場合の取り扱いはどうなりますか。

A5 食事のみの提供で入湯がない場合には、入湯税の課税対象となりません。また、別料金で頂く入湯に必要な料金については、1,000円未満であれば課税免除となります。

ただし、事実上、自由に入湯ができ、入湯された場合や、入湯に必要な料金が割引となる場合などには、**Q4**でのセット料金と同様の取り扱いになりますので、ご注意ください。

Q6 修学旅行や部活動の引率者について、入湯税の課税を免除することができますか。また、随員の添乗員やカメラマン、同行する保護者等は引率者に含めることができますか。

A6 引率者については、入湯税の課税を免除することができます。引率者とは、学校教育上の観点から児童・生徒・学生の引率を行う教員等の学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする児童・生徒・学生等の介助を行う看護及び介護職員等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン、同行する保護者等は該当しません。

また、入湯税が免除される引率者は、当該学校が主催する修学旅行等を現に引率している方に限り、修学旅行等の事前調査のために宿泊された方等については該当しません。

Q7 入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合はどうなりますか。

A7 法律及び条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告がされなかったり、過少な申告をされた場合には、加算金が課されることがあります。また、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくこともあります。

期限までに納入されず、督促があってもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うことが必要となりますので、適正な申告納入をお願いいたします。

14 参考資料（条例の規定等）

（1）那智勝浦町税条例（抄）

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- （1）年齢12歳未満の者
- （2）共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- （3）宿泊しない入湯において、その入湯に必要な料金が1,000円未満の施設に入湯する者
- （4）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）において実施する学校教育上の見地から行われる行事に参加する者
- （5）その他町長が特に認める者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について150円とする。ただし、宿泊しない入湯に対し入湯客に課する入湯税の税率は、1人1日について75円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な額を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条及び第147条 削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に変動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- （1）住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、町長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から2年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を2年間保存しなかった場合においては、その者に対し、30万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(2) 那智勝浦町入湯税取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、那智勝浦町税条例（昭和 43 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 3 章第 1 節に規定する入湯税について、その詳細な取扱いを定めるものとする。

2 鉱泉浴場の定義

条例第 141 条に規定する「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）に規定する温泉を利用する浴場をいうものであるが、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれる。

3 共同浴場又は一般公衆浴場の定義

- (1) 条例第 142 条第 2 号に規定する「共同浴場」とは、業として経営される浴場ではないもので、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいう。
- (2) 条例第 142 条第 2 号に規定する「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯等の施設をいう。

4 入湯に必要な料金の定義

条例第 142 条第 3 号に規定する「入湯に必要な料金」とは、名称にかかわらず、当該鉱泉浴場で入湯するために支払う料金（消費税額及び地方消費税額を含む。）に、入湯税を要する場合は、入湯税額を合算したものをいう。

5 学校教育上の見地から行われる行事に参加する者の定義

- (1) 条例第 142 条第 4 号に規定する「学校教育上の見地から行われる行事」とは、教師の引率のもと実施される学校教育の一環として行われた教育活動で、学校が編成した教育課程に基づく集団宿泊活動、修学旅行等の授業及び学校の教育計画に基づく部活動の大会等への参加、合宿等の課外指導をいい、かつ、当該行事を実施する学校長からの入湯税課税免除申請書（様式第 1 号）による申請があったものをいう。
- (2) 条例第 142 条第 4 号に規定する「参加する者」とは、児童、生徒、学生及び引率教員等の引率者をいう。

6 その他町長が特に認める者の定義

条例第 142 条第 5 号に規定する「その他町長が特に認める者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 災害による被災者で、町内の被災状況等により町長が課税免除の必要があると判断する者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）に在籍する児童、生徒、学生及びその引率者が、県内の団体が主催する大会等の行事に参加する場合で、当該行事に参加する団体の代表者からの入湯税課税免除申請（様式第 2 号）により、課

税免除が適当であると認められた者

7 宿泊の定義

条例第 142 条第 3 号及び第 143 条に規定する「宿泊」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 5 項または住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 2 項に規定する宿泊をいう。

8 鉱泉浴場が設置された宿泊施設における入湯

鉱泉浴場が設置された宿泊施設においては、原則として、宿泊者を入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。ただし、個々の宿泊者の入湯の有無を把握することが可能である場合は、入湯していない者に対しては入湯税を課さない。

9 鉱泉浴場が設置された宿泊施設での宿泊が複数の暦日にわたる場合の入湯

2 暦日にわたって継続して鉱泉浴場が設置された宿泊施設に宿泊する場合の入湯については、宿泊開始時刻の属する日の 1 日の入湯として入湯税を課する。

また、3 暦日目以降も継続して宿泊する場合の 2 暦日を超える部分については、暦日ごとに入湯税を課する。

10 宿泊しない入湯に対し入湯客に課する入湯税

宿泊しない入湯においては、同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、1 人 1 日について入湯税を課する。

また、複数の鉱泉浴場において入湯する場合は、それぞれの鉱泉浴場ごとに 1 人 1 日について入湯税を課する。

入湯税課税免除申請書（学校行事）

年 月 日

那智勝浦町長 殿

申請者

学校所在地

学 校 名

学 校 長 名

㊟

電話番号

那智勝浦町税条例第 142 条第 4 号に規定する入湯税の課税免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

施設利用（宿泊）期間	年 月 日～ 年 月 日（泊）		
行 事 及 び 内 容			
参 加 人 数	名	内 引 率 者	名
入 湯 す る 施 設	所在地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	
	名 称		

※ 那智勝浦町役場税務課へ提出してください。

※ 提出がない場合は、入湯税は免除されません。

※ 課税免除となるのは、学校教育上の見地から行われる行事に参加する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）の児童、生徒、学生及び引率者です。

※ 複数の施設で入湯する場合は、それぞれの施設ごとに申請書を作成してください。

入湯税課税免除申請書 (学校行事以外の行事)

年 月 日

那智勝浦町長 殿

申請者 (参加団体)

団体所在地

団 体 名

代 表 者 名

Ⓜ

電話番号

那智勝浦町税条例第 142 条第 5 号に規定する入湯税の課税免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

施設利用 (宿泊) 期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊)		
行事名及び内容			
上記行事の 主催団体	所在地		
	名 称		
	代表者名		
	電話番号		
参 加 人 数	名	内 引 率 者	名
入 湯 す る 施 設	所在地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	
	名 称		

- ※ 施設利用の一週間前までに那智勝浦町役場税務課へ提出してください。
- ※ 申請により課税免除が適当であると認められた場合は、入湯税が免除されます。
- ※ 課税免除となるのは、県内の団体が主催する大会等の行事に参加する、学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校) の児童、生徒、学生及び当該行事の引率者です (付き添いの保護者等は対象となりません) 。
- ※ 複数の施設で入湯する場合は、それぞれの施設ごとに申請書を作成してください。

(3) 地方税法(抄)

第四節 入湯税

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかった税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人

の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。
- 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
 - (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定によって徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかった金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかった金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8 削除〔昭和38年4月法律80号〕

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市町村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があった場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前2項の規定によって更正し、又は決定した課税標準額又は税額につい

て、調査によって、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

- 4 市町村長は、前3項の規定によって更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第701条の10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があった場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第701条の4第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第701条の11 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第701条の12 納入申告書の提出期限までにその提出があった場合（納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があったときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に100分の10の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があった場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額

を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があった場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合又は第701条の9第2項の規定による決定があった場合

(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があった後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があった場合

(3) 第701条の9第2項の規定による決定があった後において同条第3項の規定による更正があった場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)

において、前項に規定する納入すべき税額(同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があった場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第3項において「不申告加算金等」という。)を徴収さ

れたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があった場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第2項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第701条の14 削除〔昭和37年9月法律161号〕

第701条の15 削除〔昭和38年4月法律80号〕

(入湯税に係る督促)

第701条の16 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があった場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第701条の17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第701条の18 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第1号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第13条の2第1項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第114条第1号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりするこ

とができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第 701 条の 19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知って前 2 項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となった者は、2 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前 3 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第 701 条の 20 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

(2) 第 701 条の 18 第 6 項の場合において、国税徴収法第 141 条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第 701 条の 21 から第 701 条の 29 まで 削除 [平成 29 年 3 月法律 2 号]